ることゝなりて解決した。

十二、解決條件

從來實施し居たる親方に對する請負制度及仲仕に對する固定給料制度を廢止し會社對仲仕間に於ける請負制度となし純利益に對する配當歩合は（一人前）左記率に依る。

記

純利益の一割五分は會社に於て引去り其の殘額を二十二名（從業員の親方）及之に準ずるもの九名　二割二分

十二名　九分

十四名　八分五厘

三　名　八分

右各階級の人選は會社の裁量に委すること、裁量は會社に於て公平なる見地に立ち勤續年限稼働總數等を考慮して定むること

以上